

地方創生の推進について

九州・山口地域は、かねてより「九州はひとつ」の理念のもと、官民が一体となって、地域全体の発展につながる取組を積極的に進めている。特に、観光振興については、九州観光推進機構を設立し、アジアを中心に積極的なプロモーション等を展開してきた。その結果、昨年の九州・山口地域から入国した外国人は5年連続で過去最高を更新する等、大きな成果を挙げ、アジアの成長と活力を呼び込む玄関口「ゲートウェイ九州」としての存在感を高めている。

人口減少・少子高齢化問題の克服と成長力の確保のため、国と地方が総力を結集して地方創生に向けた取組を深化させていくことが求められる中、九州・山口地域は、この国家的課題に対して、合計特殊出生率が高く、人口移動の約半分が圏域内にとどまるという強みを持っている。特に、合計特殊出生率はすべての県において全国平均を上回っており、加えて、全国上位10県のうち6県を九州・山口地域で占めている。

さらに、成長著しいアジアに近接する地理的優位性も有することから、我々はこれらの特性を活かし日本の創生をこの地から先導する決意のもと、27年10月に「九州創生アクションプラン」を策定し、昨年10月には「九州・山口地域 安心子育て応援宣言～沖縄宣言」を行うなど、今後も地域・官民が一体となり、プランの実現に向けた取組を進めていくことを改めて確認したところである。

国においては、少子高齢化に歯止めをかけ、地方への人の流れを本格化させるため、構造的課題の解決に主体的に取り組むなど、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に位置付けられた具体的な政策の実現を強力に推進するとともに、「九州創生アクションプラン」はもとより、地方版総合戦略の実現に向けた地方の取組を支援するよう求める。

1 構造的課題の解決に向けた取組の強化

(1) 東京一極集中の是正

人口減少や地方の疲弊の原因と言われ、我が国の構造的課題となっている東京一極集中は、地方創生の取組が進められている中においても、むしろ加速化していることから、速やかにこれを是正するため、企業・大学・研究機関・政府関係機関等の地方移転や移住定住政策の加速など、地方への新しいひとの流れをつくる取組を強力に推進すること。

特に、大学への進学や就職をきっかけとした若者の人口流出に歯止めをかけるため、地方大学の振興、地方の担い手の育成・確保、東京23区の大学・学部の新增設の抑制や地方への大学移転を促す立法措置など、緊急かつ抜本的な対策を講じること。

また、「政府関係機関移転基本方針」で地方移転とされた機関については、移転が真に地方創生に資するものとなるよう、国が責任を持って必要な環境整備を行うなど、具体的な取組を早急かつ円滑に進めること。

(2) 少子化対策の抜本的な強化

若い世代の希望を叶えるため、出会い、結婚、妊娠・出産、子育ての各段階に対応した切れ目ない支援に取り組むに当たって必要な安定的・恒久的な財源を措置し、総合的な少子化対策を強化すること。

特に、国が最優先課題と位置付けている待機児童問題の解消に向け、保育所の整備や保育士の確保等、保育の量的・質的充実を図ること。

(3) 地方でのしごとの場づくりに向けた取組の強化

地方において魅力ある働く場を確保するためには、大企業の本社機能の移転とともに、地域経済の担い手である中小企業・小規模事業者の成長が不可欠であることから、研究開発や設備投資に対する

支援等、地方でのしごとの場づくりに向けた取組を強化すること。

また、地方でのしごとの場づくりや働き方改革に資するサテライトオフィスの設置を進めるためにも、過疎・離島等の条件不利地域におけるICT基盤整備の支援策を拡充すること。

(4) 社会資本の地域間格差の是正

地域間競争の側面を持つ地方創生の推進には、社会資本の地域間格差の是正が前提となることから、それぞれの地域の特色ある発展を支える「地方創生回廊」の実現を図るとともに、地方の基幹的公共インフラを早期に整備すること。

(5) 九州地域へのIR導入

地方へのIR導入は、いわゆる「ゴールデンルート」からの新たな人の流れや雇用を創出するまたとない機会であることから、各地域における理解を前提として地方創生に資するIR導入を進めること。

特に、九州はアジアに近く、上質な温泉地や豊かな自然のほか、多様な文化、歴史など魅力的な観光資源がコンパクトにまとまった地域であることから、地方への導入の最適地である九州地域へのIR導入を行うこと。

なお、制度構築にあたっては、ギャンブル依存症等の弊害への対策を講ずるなど、健全性や安全性が十分確保される制度とすること。

(6) 明治150年に向けた取組の推進

明治150年を契機に、我が国の近代化の歩みを見つめ直し、後世に伝え新たな人材を育むため、国民的な機運を醸成するとともに、国が実施する「明治150年」関連施策の充実を図ること。

また、地方が実施する「明治150年」関連事業を支援すること。

2 地方創生に資する地方分権改革等の推進

真の地方創生を実現するには、国の過剰な関与を縮小し、地方の権限と責任を拡大する地方分権改革を進めることが重要であることから、地方創生の実現に向けて必要な規制緩和等に係る提案の実現に断固たる姿勢で取り組むこと。また、国と地方公共団体は対等・協力の関係であることに鑑み、地方公共団体が行う事務処理の自主性及び自立性を十分に尊重すること。

併せて、国の出先機関の地方移管に向けた議論を進めること。

3 「まち・ひと・しごと創生総合戦略」実現に向けた財源の確保

各地方公共団体において、平成31年度までを対象期間とする「地方版創生総合戦略」を着実に推進できるよう、自由度の高い財源を十分な規模で継続的に確保すること。

特に、地方創生推進交付金については、地方の意見を十分に踏まえ、対象事業の要件緩和や事務手続の簡素化・合理化等の取組を進めること。また年度当初から全ての事業が着手可能となるよう交付決定すること。

また、「まち・ひと・しごと創生事業費」（1兆円）をさらに拡充するとともに、それとは別に地方創生交付金等に係る地方負担に対する地方財政措置を適切に講ずること。

平成29年5月

九州地方知事会長

大分県知事 広瀬 勝貞